

広野町特別養護老人ホーム花ぶさ苑
給食委託業務プロポーザル実施要綱

令和6年 1月 17日

社会福祉法人光美会

1. 選考方法についての趣旨

入居者の楽しみでもある食事において、安全で質の高い食事を提供するため、調理方法や衛生管理等において専門的な知識・技術を有する最適な候補者を公募型プロポーザル方式により選考する。

2. 業務概要

(1) 件名

広野町特別養護老人ホーム花ぶさ苑給食委託業務

(2) 業務内容

入居者の給食業務全般

(3) 契約期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

但し、業務内容等が良好な場合は、委託者及び受託者の協議の上、原則として 2 年間延長を可能とする。

(4) 対象サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

3. 参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員でないこと

(3) 経営不振の状態（会社更生法第 17 条第 1 項に基づき更生手続き開始の申し立てをした者、民事再生法第 21 条第 1 項に基づき再生手続きの申し立てをした者、手形または小切手が不渡りとなった者等）にないこと。

(4) 福島県内に契約権限を有する本店、支店、営業所があること。

(5) 食品衛生法による営業の許可を有しており、過去 3 年以内に東北地区 6 県において食品衛生法に規定する罰則を受けておらず、かつ、食中毒等による営業停止処分を受けていないこと。

(6) 同メニューで 1 回 100 食以上を提供する施設（介護保険施設・障がい者施設・病院等）の受託実績があること。

4. 実施スケジュール

(1) 募集開始 令和 6 年 1 月 17 日（水）12 時 00 分

(2) 質問受付期間 令和 6 年 1 月 17 日（水）17 時 00 分
～1 月 26 日（金）17 時 00 分

(3) 参加受付・応募書類提出期限 令和 6 年 1 月 31 日（水）12 時 00 分

(4) 一次選考結果発表 令和 6 年 2 月 7 日（水）

(5) プレゼンテーション及び試食会 令和 6 年 2 月 13 日（水）14 日（木）15 日（金）

(6) 最終選考結果発表 令和 6 年 2 月下旬

5. 資料の配布等

(1) 配布方法

社会福祉法人光美会ホームページに掲載

(2) 配布期間（ホームページ掲載期間）

令和 6 年 1 月 17 日（水）～1 月 31 日（水）

(3) 配布資料

- ① 公募型プロポーザル実施要綱
 - ② 一般競争入札心得
 - ③ 給食委託業務仕様書（別紙 1）
 - ④ プロポーザル参加申込書（様式 1）
 - ⑤ 参加資格要件確認書（様式 2）
 - ⑥ 広野町特別養護老人ホーム花ぶさ苑給食業務選定に係る質問書（様式 3）
 - ⑦ 見積書（様式 4）
 - ⑧ 献立表（参考 1 ヶ月分）、施設全体平面図、機器リスト
- ※ ⑧のみ申出法人へ配布する。

6. 質問の受付方法及び回答

(1) 受付方法

広野町特別養護老人ホーム花ぶさ苑給食業務選定に係る質問書（様式 3）に必要事項と質問内容を記入のうえ、指定のメールアドレスまで電子メールにて提出してください。

《送付先メールアドレス》 hanabusaen-info@tokiwa.or.jp

※ 厨房内及び厨房設備等の見学希望がある場合は、質問受付期間内に個別にご担当者と相談し日時等を調整させていただきます。

(2) 回答方法等

質問受付後、随時ホームページ上に掲載します。

7. 応募書類の提出

(1) 提出方法

提出期限 令和 6 年 1 月 31 日（水）12 時 00 分必着

広野町特別養護老人ホーム花ぶさ苑に郵送。期限までに到着したものに限りします。

郵送先 〒9793-0402

福島県双葉郡広野町下北迫字東町 211-2

広野町特別養護老人ホーム花ぶさ苑

施設長 植田 博直

(2) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式 1）
- ② 参加資格要件確認書（様式 2）

③ 企画提案書

任意様式とするが、フラットファイル等に A4 サイズにて作成し提出（A3 用紙は A4 に折り畳み編綴）すること。

④ 見積書（様式 4）

⑤ 積算内訳書

※ 提出部数は正本 1 部及び副本 6 部の計 7 部とします。

(3) 提案書の項目

評価項目	評価点	最高点
① 法人概要、法人理念、社会貢献		5
② 社会福祉施設等での給食業務実績（福島県内施設は必ず記入）		5
③ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の給食に関する考え方		5
④ 衛生管理体制（調理室・器具・食品の管理、従業員の衛生管理等）		10
⑤ 危機管理体制（食物アレルギー、食中毒、異物混入、事故発生時の対応等）		10
⑥ 従業員の研修体制（教育指導、研修体制等）		5
⑦ 災害時の対応（非常食・人員確保・応援体制等）		15
⑧ 利用者の満足度を高めるための方策（季節行事への取り組み、施設との協力等）		5
⑨ 施設職員（管理栄養士、介護職員等）との連携を高めるための方策		10
⑩ 利用者の個別対応について（常食・きざみ、お粥、療養食等）		5
⑪ 給食に対する苦情などへの対応（現場と管理部門との連携方策や指揮命令等）		10
⑫ その他（法人の特徴やアピールする点等）		10
⑬ 見積金額		35
⑭ 総合評価		20
合計		150 点

8. 一次選考について

企画提案書の評価を行い、各評価項目を合計した総合点の上位 3 者を一次選考通過法人とする。
一次選考通過法人にはプレゼンテーション及び試食会の案内を別途連絡する。

9. プレゼンテーションおよび試食会について

(1) 開催日時

別途、参加法人に連絡する。

(2) 開催場所

広野町特別養護老人ホーム花ぶさ苑

(3)参加人数

1 法人あたり 3 名以内とする。

(4)提案時間等

試食時間 30 分以内、提案時間 15 分以内、質疑応答 10 分以内

(5)用意する食数等

7 食分とするが、当日の 1 食分の食材料費については、企画提案書及び見積書により提案された昼食に係る金額以下とする。調理設備・機器の持込使用は認めないため、予め用意された料理をその場で盛り付けて提供すること。

1 1. 二次審査の評価

一次通過法人により、提案書に基づいたプレゼンテーション及び試食会を実施し、評価点数を決定する。

評価項目	評価点	最高点
① プレゼンテーション内容・質疑応答		60 点
② 試食（味付け、盛付、見映え等）		40 点
合計		100 点

1 2. 契約候補者の選定について

一次選考及び二次選考の得点を合計した総合得点の最も高い法人を契約候補者とする。

評価項目	評価点	最高点
① 一次選考		150 点
② 二次選考		100 点
合計		250 点

1 3. その他

(1)プロポーザル参加者は、本業務及び関連業務により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはいけない。

(2)プロポーザル関連書類作成のために社会福祉法人ふるさと自然村が配布した資料等は、当法人の許可なく公表・使用することはできない。

(3)本業務への参加申込が 1 者の場合であっても、選考を実施する。

但し、価格点を除いた総合計点が 6 割に達しない場合は採択せず、再度公募を行う。

(4)プロポーザルの参加にあたり参加者に生じた損害等については、当法人は一切その責を負わない。

(5)提案書は、受託者決定の目的以外には使用しない。

また、提出された提案書は返却しない。

(6)提案書の作成、提出その他提案に係る費用はすべて参加者の負担とする。

(7)公正なプロポーザル選考が確保できないと当法人が判断した場合は、選考を中止することがある。

1 4. 担当及び連絡先

〒9793-0402

福島県双葉郡広野町下北迫字東町 211-2

広野町特別養護老人ホーム花ぶさ苑

担当 植田博直・阿部美咲

電話 0240-27-1755

E-mail hanabusaen-info@tokiwa.or.jp